

# 預金商品説明書

令和 4年 4月 1日現在

商 品 名 ( 愛 称 )	がん検診応援定期預金(22)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上の個人または個人事業主の方で、がん健診を受診された方、または、お住まいの市町村から「がん検診無料クーポン券」、「がん検診受診券」等の発行を受けられた方。</li> <li>・厚生労働省の指針で定めるがん検診とさせていただきます。</li> <li>・お申込日より過去1年以内にごがん検診を受診された方を対象とさせていただきます。</li> <li>・お申込時に、がん検診を受診した際の領収書（がん検診の記載があるもの）、がん検診を含む健診結果通知書（ご住所・お名前・受診日・検査項目を確認させていただきます。）、または、「がん検診無料クーポン券」、「がん検診受診券」等をご提示ください。</li> </ul>
取扱の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱期間をもって販売していますので窓口等でご確認ください。</li> </ul>
お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年（自動継続）</li> </ul>
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ商品 (3) お預入れ限度 (4) お預入れ金額 (5) お預入れ単位 (6) お預入れ店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・自由金利型定期預金&lt;M型&gt;スーパー定期・&lt;M型&gt;スーパー定期300</li> <li>・お一人様 総額500万円以内</li> <li>・一口10万円以上500万円以内</li> <li>・1円単位</li> <li>・お預け入れは、お一人様1店舗に限らせていただきます。</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括してお支払いします。</li> </ul>
利 息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利で、預入時の金額に応じて、次の定期預金の店頭表示金利に0.05%上乗せをした金利を約定利率として満期日まで適用します。</li> <li>①300万円未満お預入れ定期預金…スーパー定期</li> <li>②300万円以上お預入れ定期預金…スーパー定期300</li> <li>・継続時は継続日のスーパー定期・スーパー定期300（1年）の店頭表示金利で自動継続します。</li> <li>・満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。</li> </ul>
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要です。</li> </ul>
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マル優のお取扱いができます。</li> </ul>
中途解約時の 取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、別表(「定期預金の中途解約利率一覧」表)の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息をお支払いします。</li> </ul>
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。</li> </ul>

萩山口信用金庫

(1/2)

# 預金商品説明書

令和 4年 4月 1日現在

商 品 名 ( 愛 称 )	がん検診応援定期預金(22)
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：083-922-2700）までお申し出ください。</li><li>・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域（例えば山口県等）の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li></ul>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ この定期預金は、他の金利上乘せ定期預金商品との併用はいたしておりません。</li><li>・ A T Mでのお取扱いはできません。</li><li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li><li>・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。</li></ul>

萩山口信用金庫

(2/2)